

令和 8 年 第 3 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 8 年 3 月 16 日(月)

ところ 東大阪市役所 18 階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 9 号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 10 号 | 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 11 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 12 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件 |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 農地法第 3 条による許可申請の件 |

出席委員	15 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	3 名
事務局	2 名

開会 午後 2 時 00 分

【事務局】

失礼いたします。それではですね時間ちょっと早いんですけども。

お揃いでございますので令和 8 年第 3 回農業委員会総会の方を開催させていただきたいと思
います。会長よろしく願いいたします。

【会長】

開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。本日、令和 8 年第 3 回農業委員会総会を開催い
たしましたところ、公私何かとご多用にも関わりませぬご出席いただきまして、ありがとう
ございます。

それではこれより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会、会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、皆様方にはどうぞ最後までご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。失礼でございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は、15名、15名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

ありがとうございます。異議なしと認め、

15番、石井忠和 委員。

16番、田中隆夫 委員。

両委員を指名いたします。

それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願ひます。

【事務局】

はい議長。

日程第1、報告第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇。

相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡で、適用面積が〇〇㎡でございます。租税特別措置法第70条の6第1項の適用農地でございます。他〇筆。令和〇年〇月〇日証明。他4件でございます。

【議長】

はい。1番から5番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

【古川委員】

議長。番号2番のどこなんですけども。

ここの適用面積が〇〇で、登記面積が〇〇ってなってるんですけども。

はい。

私の方がテリトリーというか、範囲なんで、ちょっと現場みたいな思ったので。

地番で、なっているの、この、あの租税特別措置法の特例適用の所在地。どうしても〇〇

〇〇となっているので、私が調べると、〇〇〇〇だったので、その場所に行ったんですけども、これ、農地台帳ってあると思うんですけどそれを調べてもらって事前にここに、この本来の住所を書いてもらって、見に行きやすいんですけどねっていうのがあるんです。

何とか調べたんですけど、調べたらこれ〇〇というのは、もうそのうちの〇〇が、畑という形で見ても、隣に家建ってるんですけど。家の、その前に駐車場コンクリートでも駐車場があって洗濯置場になってるんですけども、やっぱ畑の部分は〇〇はあるのかな思ったんですけども、ちょっとないんですけど、それはもう、農地委員会としては関係なしでいいんですかね。大根ちょっと三本ぐらい植わって葉っぱちょろちょろっとあるくらいで、家庭菜園を4つぐらい併せたような位の大きさでしかなかったんで、こういうの農業委員は確認しなくていいのかな、市役所から入っておられる人は、どういうふうに見ておられるのかな、航空写真ではわからないだろうなと思ったり。ちょっとこれ、何でかなっていう疑問だったんで、

【事務局】

はい。議長。

〇〇〇〇でございますが、こちらの方は、登記面積〇〇、適用面積が〇〇ということなんですけれども。

まずこの差異につきましては、こちらの方の農地ですね、相続税の納税猶予の申請があった時点で、〇〇って言いますか相続税の納税猶予ができない面積っていうのが、現地調査の方で判明しております。

で「〇〇がある農地ですよ」ということで、農業委員会事務局の方から、相続税の納税猶予制度をスタートさせるときに税務署さんの方に連絡はさせていただいております。

税務署さんの方が、〇〇㎡のうち、相続税の納税猶予適用面積として耕作として認められる部分が、〇〇というところで判断をされて、当該制度の利用に至っておるものでございます。以上です。

【古川委員】

それで、今、耕作している面積〇〇㎡もあるかなあという。私的な疑問なんですけど、それは税務署が認めるからいいんですかね。

僕ら農業委員として、この広さが今もう駄目よという確認はしに行く必要はないのか。

【議長】

〇〇のところですな。

それがちょっとしか植わってないということを書いてはるのかな。

【事務局】

はい。議長。ちょっとこれ、すいません、今の時点で令和〇年の〇月の〇日の証明させていただいたことを、専決事項で報告させていただいておりますが、ちょっとすいません、来月の総会の内容にはなるんですけども、予定といたしまして、〇〇〇〇さんの方から、診断書の通り、農業従事ができないということで、当該生産緑地については買い取りの申し出に移られるってということで、来月の総会のほうでちょっと上程させていただく予定しております。なので、今月の引き続き農業経営を行っているこの申請された時点では制度の運用ということで、当該証明を申請されてらっしゃるんですけども、〇月の〇日付で、もう、体の方がちょっと具合が悪い故障だということで、当該生産緑地についてはもう買い取り申し出いたしますというようなアクション起こされておられますので、ちょっと先んじた情報で申し訳ないんですけども、参考までに情報提供させていただきたいと思います。

以上です。

【古川委員】

わかりました。
ありがとうございます。
わかりました。

【議長】

他にこの件に関してはございますか。
1番から5番。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第1、報告第9号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項の報告の件は、了承することに決めます。

日程第2に入らせていただきます。

日程第2、報告第10号。

生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 2、報告第 10 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号 1、買取申出をする者。住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇、買取申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇、買取申出事由が生じた日、令和〇年〇月の〇日、申出事由が〇〇。物件の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。土地の謄本と、相続関係をあらわす書類、見取り図が添付をされております。
令和〇年〇月の〇日証明、他〇筆、他 1 件でございます。

【議長】

はい。1 番から 2 番の専決事項ですね。異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 10 号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 3 に入らせていただきます。日程第 3、報告第 11 号。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 3、報告第 11 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。
番号 1、届出人住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇でございます。他 6 件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 7 番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 3、報告第 11 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 4 に入らせていただきます。

日程第 4、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長

日程第 4、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件、番号 1、譲受人住所、〇〇〇〇、譲受人氏名、〇〇。譲渡人住所、〇〇〇〇、譲渡人氏名、〇〇 他〇名、他〇名につきましては、備考欄に〇〇さんと〇〇さんを記載させていただいております。

所在地につきましては、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。転用目的が〇〇 〇〇。用途地域が〇〇でございます。以上です。

【議長】

1 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

はい、ありがとうございます。

異議ないものと認め、日程第 4、報告第 1 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項の報告の件は、了承することに決めます。

日程第 5 に入らせていただきます。

日程第 5、議案第 7 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。

日程第 5、議案第 7 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件。番号 1、申請者住所、〇〇〇〇、〇〇、所有者、〇〇〇〇、〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、権利の設定面積でございますが、〇〇㎡でございます。登記面積も同じく〇〇㎡でございます。

設定される権利の種類でございますが、使用貸借権で〇年間。令和〇年の〇月〇日から令和〇年の〇月〇日まででございます。

他〇筆でございます。以上です。

【議長】

はい。この件について事務局で説明願います。

【事務局】

はい。議長。

都市農地の貸借の円滑化法に基づく、事業計画の認定につきましてご説明をさせていただきます。本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づいて、東大阪市が事業計画を認定するにあたり、同条第3項の規定により、農業委員会の決定を受けることが必要となっているため、審議をお願いするものでございます。

賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇さんでございます。

〇〇さんは国版認定農業者として農業に従事しておられます。

対象農地の所在でございますが、すべて特定生産緑地でございます。

〇〇〇〇、登記が〇で、面積が〇〇㎡。同じく、〇〇〇〇、登記地目が〇、面積が〇〇㎡。〇〇〇〇、登記が〇で、面積が〇〇㎡でございます。権利の設定につきましては使用貸借権が〇年間、令和〇年の〇月の〇日から令和〇年〇月の〇日まで設定されるということでございます。

円滑化法第4条の第3項に事業計画認定の要件が示されておりますので、順にご説明をさせていただきます。

まず、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことということで、具体的な基準が、申請者が申請都市農地において生産された農作物、または、当該農産物を原材料として製造され、もしくは加工された物品を主として、当該申請、都市農地の所在する市町村の区域内、もしくはこれに隣接する市町村の区域内、または都市計画区域内において販売すると認められることという、条件がございますが、こちらにつきましては、生産した農作物を東大阪市のJ A直売所や飲食の小売店、学校給食などに出荷するというところでございます。

続きまして、申請者が申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた、当該申請都市農地の利用を確保すると認められることということでございますが、こちらの方の農地につきまして周辺は住宅地につきまして、特段影響があるものではございません。

続きまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかという項目でございますが、こちらに関しましては、申請人は国版の認定農業者でございまして、環境への影響を配慮した営業体系とする旨が、当該申請書のほうに明記をされておるものでございます。

続きまして、耕作の事業の用に供すべき農地のすべてを効率的に利用されるかというところでございますが、先ほど申し上げましたように国版認定農業者として世帯として、本市〇〇〇〇に農地を所有されておられ、いずれも適切に耕作をされておられます。

申請者が事業計画通りに耕作していない場合、解除条件が書面による契約に付されているかというところでございますが、農地使用貸借契約書を作成しておられ、その第3条に、解約が明記されていることを確認させていただいております。

説明は以上でございます。

【議長】

はい。この件について審議願います。
意見ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第5、議案第7号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による、事業計画認定申請の件は、決定することにします。

日程第6に入らせていただきます。

日程第6、議案第8号、農地法第3条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第6、議案第8号、農地法第3条による許可申請の件。番号1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇、譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇。
農地の所在地でございますが、〇〇、地目が、〇、面積が〇㎡。
申請理由としましては〇〇でございます。
他〇筆でございます。

【議長】

この件につきまして説明をお願いします。

【事務局】

はい。議長。
農地法の3条許可につきましてご説明をさせていただきます。
本件は〇〇を目的としました、売買による所有権の移転でございます。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は、〇〇さんでございます。
農地の所有権の移転につきましては、農地法第3条、第2項第1号から第6号にその要件が定められておりますので、そのいずれかに該当すれば許可ができないというものでございます。順にご説明をさせていただきます。
まず第1号でございますが、譲受人が取得した農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行う必要があるということを定めております。譲受人は、〇〇にて、水稻、イチゴ、なす、キュウリ、トマトなどを約〇〇、〇〇にて、水稻を〇〇㎡。
その他にも農業経験がございまして、令和〇年〇月に〇〇の方を卒業されておられます。

また譲受人は、耕運機、バインダー、ポンプ、チェーンソー、それからポールヘッジトリマー等の農機具を所有しておられます。

譲受人の営農計画でございますが、自宅から〇〇の距離にある。今回の対象筆〇筆すべて合わせまして〇〇㎡の農地を購入して、そのうち水稻を〇〇㎡、キャベツ、さといも、綿を〇〇㎡栽培するということでございます。

農業従事経験や所有されておられる機械、また、土地の立地条件等から、譲受人が当該農地を所有して、営農計画通りに耕作することについて、必要な技術や経験があると判断して差し支えがないものでございます。

続きまして、第2号でございますが、農地所有適格法人以外の法人が用地を取得する場合に関する規定でございますが、本件とは関係ございません。

続きまして、第3号でございますが、信託の引き受けに関することが規定されておりますので、こちらも本件とは関係ございません。

続きまして第4号でございますが、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には、当該許可ができないという内容でございますが、譲受人は年間〇〇日以上農業に従事しておるため、こちらも該当するものではございません。

続きまして、第5号でございますが、取得する農地を転貸、あるいは又貸しするような場合が規定されておられますので、本件は該当するものではございません。

続きまして最後第6号でございますが、譲受人が当該農地の所有権を取得した後に行う耕作の内容、並びにその農地の位置、及び人から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれが、ある場合は許可ができないということでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、また、申請書の記載内容やその営農計画、また、農業委員会事務局の方で実施させていただきました現地調査の結果などから、当該項目に該当するということではございません。説明は以上でございます。

【議長】

この件についてご審議願います。ご意見ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

意見ないものと認め、日程第6、議案第8号、農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

定例総会は以上で終了しました。

午後2時35分終了

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 石井 忠和

委員 田中 隆夫

令和8年 第3回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	○	14	林 登	×
6	古川 勇	○	15	石井 忠和	◎
7	山口 裕弘	○	16	田中 隆夫	◎
8	南口 浩	×	17	宮崎 行俊	×
9	西田 博文	○	18	大野 一博	○

○ 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥田 陽子

事務局次長 横関 真人